

岩手保健医療大学後援会会則

（設 置）

第1条 本会は、岩手保健医療大学後援会と称し、岩手保健医療大学（以下「本学」という。）に在学する学生の保証人（以下「会員」という。）をもって組織する。

（目 的）

第2条 本会は、本学学生の課外活動及び福利厚生など学生生活の充実、並びに学内教育施設の充実に図り、もって本学の教育を側面的に援助することを目的とする。

（事 業）

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）学生向け図書及び教育施設の充実に関する援助
- （2）大学祭等、学内諸行事に関する援助
- （3）学生の課外活動等の諸活動に対する援助
- （4）自治会活動に関する援助
- （5）学生及び教員の教育関係諸活動支援に関する援助
- （6）その他教育並びに学生生活上必要とする事業に関する援助

（運営方針）

第4条 本会は、営利的、宗教的、政治的および本会の目的以外の活動をしてはならない。

（理事会）

第5条 本会は、前条の事業を円滑に行うため、理事会を置く。

- 2 理事会は、会員の中から選出された者（以下「理事」という。）をもって組織する。
- 3 理事の選出は、各学年より2人とする。
- 4 理事会は理事総数の2分の1以上の出席がなければ、会議を開き議決することができない。
- 5 議事は出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（理事の任期）

第6条 理事の任期は1年とし、再任を妨げない。

（役 員）

第7条 本会に次の役員を置き、理事の中から互選する。

- （1）会 長 1人
- （2）副会長 1人
- （3）監 事 2人

- 2 会長は会務を総括するとともに、理事会及び総会を招集し、その議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐するとともに、会長に事故あるときはその職務を代理する。

- 4 監事は、会計年度終了後、当該年次の決算に係る会計監査を実施し、監査報告書を会長に提出するとともに、直近の理事会において報告する。
- 5 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。
- 6 役員に欠員が生じたときは、直近の理事会において後任を選出するものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

(顧問)

第8条 本会に顧問を置く。

- 2 顧問は、学長をもって充てる。

(総会)

第9条 総会は本会の最高議決機関とし、年1回開催する。

- 2 会長は、特に必要があると認めたときは、理事会の議を経て臨時に総会を召集することができる。
- 3 総会の定足数は、特にこれを定めない。

(審議事項)

第10条 総会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 本会の予算及び決算に関すること。
 - (2) 本会が実施する各種事業に関すること。
 - (3) 本会会則の改廃に関すること。
 - (4) その他本会の運営等に関する重要事項に関すること。
- 2 前項の議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(会費)

第11条 本会の会費は学生の在学中として、50,000円とする。

(会計年度)

第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事務局)

第13条 本会の運営を円滑に遂行するため、本学学務課に事務局を置く。

(補則)

第14条 この会則に定めるもののほか、この会則の実施に関し必要な事項は理事会で別に定める。

附 則

この会則は、平成29年10月24日から施行する。